

関係者各位

埼玉県より「埼玉県における緊急事態措置の実施」の通達がありました。

……………〔埼玉県からの連絡内容〕……………

4月7日(火)に政府対策本部により、5月6日(水)まで埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

埼玉県として、5月6日(水)まで埼玉県全域に対して緊急事態措置を実施していくこととなりました。趣旨を御理解の上、御協力をお願いします。

【関係リンク先】

- 1 埼玉県における緊急事態措置の実施について

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_kinkyujitaisochi0407.html

- 2 新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/governors_message.html

……………〔以上〕……………